

# 社協だより

令和2年7月

No.181

ささえあう 福祉できずく まちづくり

## ボランティアをはじめませんか

現在、大網白里市ボランティア連絡協議会には、5つのボランティアグループが参加しています。

それぞれのグループの活動のほかに、「ボランティアのつどい」「ボランティア交流会」「夏休みボランティア体験教室」などを行っています。

ボランティアに興味のある方、まずはグループの見学から始めてみませんか。お気軽にお問い合わせください。

### 問い合わせ

社会福祉協議会 ☎0475(72)1995



### 大網白里市ボランティア連絡協議会登録ボランティアグループ

グループ名	結成年月日	活動内容	主な活動日
十日会	昭和55年 4月	社協福祉バザー用品製作、福祉施設等からの依頼品を作成し寄贈	毎月3回
結の会	昭和55年12月	声の広報紙(市広報・社協だより) 声の図書づくり	毎月 1~2回
おはなし どんどん	昭和62年 4月	子ども達に絵本の読みきかせ、紙芝居、パネルシアター、手遊びなど	図書室3カ所 (水・木・土) 毎月第1木曜日 定例会
増穂 ひまわり会	平成 7年 1月	特別養護老人ホームおおあみ緑の里へ入居している方のヘアースタイル	年4回
まきの木会	平成12年 6月	特別養護老人ホームおおあみ緑の里での包布交換	毎月 第3月曜日

新型コロナウイルス感染拡大にともないマスクが不足したため、手芸グループ「十日会」が布マスクを作成し、マスク募金を行いました。

コロナウイルス感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

### 発行

社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会  
(社会福祉法人 千葉県共同募金会大網白里市支会)

〒299-3251 千葉県大網白里市大網131-2 ☎0475-72-1995 FAX 0475-72-1996  
E-mail: mail@oamishakyo.com ホームページ: http://www.oamishakyo.com

# 平成31年度(令和元年度)に社会福祉協議会が行った主な事業

## 【広報・啓発活動の充実】

- ホームページによる情報提供  
<http://www.oamishakyo.com>  
 公式Twitterの開設 @oami\_shakyo
- 広報紙「社協だより」 奇数月6回発行

## 【相談支援体制の充実】

- 総合相談事業 [開設日数] [相談件数]  
 心配ごと相談 19日 14件  
 法律相談 36日 225件  
 税務相談 11日 14件  
 心の相談 12日 61件
- 心配ごと相談員研修会2回 相談員延人数16名

## 【福祉理解の促進】

- 福祉教育推進校及び福祉教育推進支部の指定  
 (平成30～令和2年度)街頭募金実施  
 [学校名] 白里小学校・白里中学校  
 [支部社協名] 白里支部
- 福祉教育体験学習 2回
- 福祉体験学習貸出  
 ①車椅子5回 ②高齢者疑似体験セット5回  
 ③アイマスク5回 ④白杖4回
- 歳末見舞金配付事業 51世帯

## 【市民と行政、団体との協働の推進】

- 五地区敬老会 参加延人数 904名  
 (荒天のため2地区中止)

## 【行政や地域福祉関係団体との連携】

- 大綱白里市防災会議 参加者 1名

## 【ボランティア活動等市民参画の促進】

- ボランティア活動状況  
 ○登録グループ11グループ 218名  
 ○グループ活動回数 686回  
 ○ボランティア斡旋状況 5件
- ボランティア連絡協議会運営委員会8回・総会1回
- 介護支援ボランティア登録研修会1回・交流会2回(市委託)
- 災害ボランティアセンターの開設  
 10日間(令和元年9月14日～23日)
- 災害ボランティアセンター運営検討会 参加者 17名
- 福祉バザー(産業文化祭)参加者 11名
- 物品寄付 プルトップ,使用済み切手,布地,雑巾等

## 【地域ぐるみ福祉の推進】

- 子育てサロン 計27回開催  
 (ぴよぴよひろば)参加延人数 親子109名  
 (くすくすひろば)参加延人数 親子125名  
 (のびのびひろば)参加延人数 親子 77名
- 子育てサロンボランティア交流会 参加者 9名
- 高齢者の見守り活動 各地区月1回
- ふれあいいいきサロン 52カ所
- 生活サポーター養成研修 1回 参加者10名

## 【在宅福祉サービス事業】

- 日常生活自立支援事業(県社協委託)  
 ○利用者11名 ○生活支援員登録者13名  
 ○現任生活支援員7名
- 訪問介護事業  
 ○利用者37名 ○利用延人数136名
- 障害福祉サービス事業  
 ○利用者5名 ○利用延人数20名
- 在宅介護用具等貸出事業  
 ①車椅子27回 ②杖1回
- 有料在宅福祉サービス「コスモスの会」  
 ○利用会員5名 ○協力会員7名  
 ○利用延人数17名
- 訪問型サービス事業(市補助)  
 ○利用者5名 ○利用延人数142名

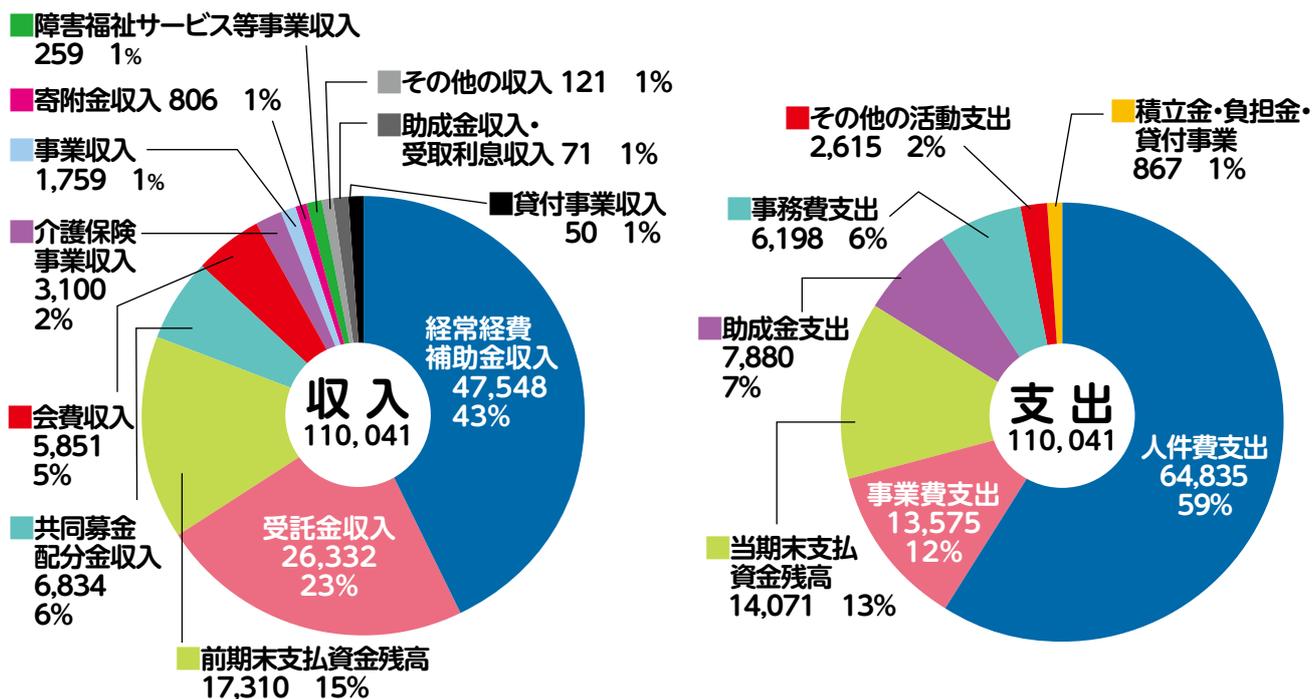
## 【各種資金貸付の推進】

- 生活福祉資金(県社協委託)  
 ○緊急小口資金 19件  
 (内コロナ特例貸付8件)  
 ○教育支援資金 2件  
 ○技能習得費 1件
- 被保護者等緊急援護資金(市委託) 5件

## 【指定管理者制度での施設運営】

- 福祉会館 【平成27～令和元年度】  
 (福祉作業所運営)  
 ○開所日数230日 ○利用者数8名  
 ○保護者会2回・運営委員会1回  
 ○イベント参加、社会貢献活動、調理実習等24回
- 老人福祉センター「コスモス荘」【平成30～令和4年度】  
 ○開館日数286日 ○利用人数11,081名  
 ○市老人クラブ連合会支援

## 平成31年度(令和元年度)社会福祉事業・公益事業・収益事業会計決算(単位:千円)



### 令和2年度の実施事業について

令和2年度に入ってから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市社会福祉協議会及び支部社協の事業を延期または中止してきましたが、総合相談所(心配ごと相談・法律相談・税務相談・心の相談)は、6月から再開しました。(今後の感染拡大状況により再度中止する場合があります。)

各事業の実施につきましては、引き続き「社協だより」、ホームページ(<http://www.oamishakyo.com>)、公式Twitter(@oami\_shakyo)で随時お知らせいたします。今後とも皆様のご参加をお待ちしております。



### 敬老会終了のお知らせ

社会福祉協議会では、平成15年から5支部社協による地域の特性を活かした地域分散型の敬老会を開催してまいりました。敬老会につきましては、諸事情により、令和元年度をもって終了の運びとなりました。敬老会は終了となりますが、引き続き、各支部社協と連携し、高齢者の皆様に喜んでいただける事業を展開して参りますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



## 緊急小口資金(特例貸付)・総合支援資金(特例貸付)について

### 申込方法

相談・申込窓口は、社会福祉協議会になります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必要書類については社会福祉協議会へご郵送ください。

### 緊急小口資金

#### 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

※生活保護世帯、以前から就労していない方、暴力団及び暴力団の世帯員は対象外

**貸付限度額** 20万円以内

#### 貸付条件

据置期間:1年以内 返済期間:2年以内  
貸付利子:無利子 連帯保証人:不要

#### 申込みに必要な書類

- ①緊急小口資金特例貸付申込書
- ②緊急小口資金特例貸付借用書
- ③緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書
- ④収入の減少状況に関する申立書
- ⑤提出時セルフチェックリスト
- ⑥本人確認書類(運転免許証のコピー又は申込者の顔写真が貼付された証明書)
- ⑦住民票の写し/原本(世帯全員が記載されたもの、発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑧資金の振込先口座を確認できるもの(貸付金の振込先となる通帳の表紙と見開き1ページ目のコピーまたはキャッシュカードのコピー)
- ⑨健康保険証の写し(申請時にお持ちの方のみ)
- ⑩在留カード(外国人の方)

※①～⑤については千葉県社会福祉協議会のホームページよりダウンロードしご活用ください。⑥～⑩についてはご自身でご用意ください。

### 問い合わせ

社会福祉協議会 ☎0475(72)1995

### 総合支援資金

#### 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

**貸付限度額** ※原則として3カ月以内

単身世帯:月15万円以内

複数世帯:月20万円以内

#### 貸付条件

据置期間:1年以内 償還期限:10年以内  
貸付利子:無利子 連帯保証人:不要

#### 申込みに必要な書類

- ①総合支援資金特例貸付申込書
- ②総合支援資金特例貸付借用書
- ③総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書
- ④収入の減少状況に関する申立書
- ⑤提出時セルフチェックリスト
- ⑥本人確認書類(運転免許証のコピー又は申込者の顔写真が貼付された証明書)
- ⑦住民票の写し/原本(世帯全員が記載されたもの、発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑧資金の振込先口座を確認できるもの(貸付金の振込先となる通帳の表紙と見開き1ページ目のコピーまたはキャッシュカードのコピー)
- ⑨健康保険証の写し(申請時にお持ちの方のみ)
- ⑩在留カード(外国人の方)
- ⑪総合支援資金・自立計画 債務一覧表(負債のある方のみ)

※①～⑤及び⑪については千葉県社会福祉協議会のホームページよりダウンロードしご活用ください。⑥～⑩についてはご自身でご用意ください。